

米国税関国境保護局(CBP)によるウイグル強制労働防止法(UFLPA)に関する ウェビナー(2022年6月1日)における質疑応答の概要

参加者からの質問 1: 輸入物品が強制労働に依拠していないことを証明するための「明白で説得的な証拠」の具体的な内容は何か。

CBP または国土安全保障省(DHS)の回答 1: 「明白で説得的な証拠」は自社のサプライチェーンが強制労働に関わっていないことを証明する書類となる。詳細は輸入者向けガイダンスで明らかにする。なお、2017年に成立した「[敵対者に対する制裁措置法\(CAATSA\)](#)」の321条(b)では、CBP長官が強制労働などによって製造された製品でないと判断した場合を除き、北朝鮮国民の労働によって全体または一部が採掘、生産または製造された製品は、1930年関税法307条に基づき原則として輸入が禁止されると規定している。同条では、UFLPAと同様に「明白で説得的な証拠」による輸入禁止措置の例外を定めている。税関裁定オンライン検索システム(CROSS)では[CAATSAに関するCBPの過去の裁定](#)が確認できるため、関連情報として参考になるだろう(注1)。

(注1) [DHSはウェブページ](#)で、CAATSAに関する「よくある質問」を公表している。

質問 2: 輸入する製品に新疆ウイグル自治区に関わる原材料や部品がわずかでも含まれていれば、UFLPAに基づく輸入禁止措置の対象になると理解してよいか。

回答 2: 理解のとおり。UFLPAにデミニミス規定(規制に抵触する原材料・部品の金額または数量が製品全体に占める割合が少数の場合の例外措置)はない。

質問 3: UFLPAに基づく執行(輸入禁止措置)は法律の条文どおり6月21日に始まるのか。産業界に法令順守のための時間を与えるために執行を後ろ倒しにする予定はないか。

回答 3: 法律の条文どおり6月21日に執行を開始する。CBPはそのためのリソースを有している。

質問 4: UFLPAに基づき輸入貨物が差し止められた場合、輸入者が提出した書類の審査にかかる時間はどれくらいになる見込みか。

回答 4: 輸入者が提出する書類の種類によるため明確な回答はできない。審査の迅速化のため、書類を提出する際は関連する情報を秩序立てて提出してほしい。また、提出書類の目的を明確にしてほしい。輸入物品が強制労働に依拠していないことを示す情報なのか、それとも輸入物品が新疆ウイグル自治区以外で生産されているなどの理由でUFLPAの対象ではないことを示す情報なのかを明確に説明してほしい。書類の性質によっては税関から必要に応じて照会が入る可能性もある。

質問 5:UFLPA に基づき貨物が差し止められた場合、CBP から通知が来るのか。

回答 5:貨物を差し止めた際には、WRO の場合と同様、輸入した港の税関から輸入者または通関業者に通知を送る(注 2)。

(注 2)UFLPA に基づく輸入差し止めに伴う手続きは[合衆国法典第 19 編 1499 条](#)に従う。同条(C)では、貨物差し止めから 5 日以内(土日と祝日を除く)に税関は輸入者に差し止め理由などを記した通知を送ると規定されている。

以上